

「り災証明書」と「被災証明書」の交付について

令和7年8月10日からの大雨により家屋等への被害を受けた場合、公的支援の手続きや保険請求の手続きのために、町が交付する「り災証明書」または「被災証明書」が必要となりますので、証明書の交付が必要な方は期限までに申請を行ってください。

り災証明書とは

自然災害で被害を受けた住家（実際に生活している建物）や畜舎について、被害の程度を公的に認定・証明するもの

被災証明書とは

住家、畜舎以外の建物や動産等について、被害があった事実を証明するもの

○手続きの流れ

<り災証明書>

申請→現地調査→判定→交付（申請から交付まで1～2週間程度）

<被災証明書>

申請→被災状況の確認→交付（即日交付）

○申請方法

<持参書類>

本人確認書類（運転免許証など）、被災状況を確認できる写真等

※被災状況は、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した画像データの提出も可とします。

詳しくは申請時にお尋ねください。

※被災後に土砂の撤去や片付けを行われる場合は、被害を受けた当時の状況が分かる写真や画像データを必ず残していただきますようお願いします。

<申請期間>

日にち：令和7年8月13日（水）～8月29日（金）まで

時間：午前9時～午後5時まで

<申請場所>

役場 本 庁：税務住民課

清和支所：住民福祉係

蘇陽支所：住民福祉係

（問合せ先）山都町役場税務住民課

TEL：0967-72-1128